

告 示

埼玉県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

社会福祉法人 嵐山町社会福 祉協議会ハ トくん訪問介 護事業所	パナソニックエ イジフリーシヨ ップ城北	パナソニックエ イジフリーシヨ ップ戸田川口 西
所在地	名称	名称
比企郡嵐山町 菅谷四三七 九	パナソニックエ イジフリー介 チェーン城北	パナソニックエ イジフリー介 チェーン戸田 川口西
比企郡嵐山町 菅谷四八七 一	パナソニックエ イジフリーシヨ ップ城北	パナソニックエ イジフリーシヨ ップ戸田川口西
訪問介 護予防訪問介 護	訪問介 護	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 福祉用具貸与